

兵庫県公報

平成25年12月13日 金曜日 第 2552 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	3
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	3
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	4
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	4
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	4
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	5
○ 市街地再開発組合の定款の変更認可（市街地整備課）	5
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5
○ 同 上（同）	7
警察本部公告	
○ 入札公告	9
○ 落札者等の公示	11

告 示

兵庫県告示第1367号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、相生市、赤穂市、西脇市黒田庄町、三木市（吉川町の区域を除く。）、川西市、小野市、三田市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター内
一般社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
相生市	平成26年6月17日（火）から同月27日（金）までの期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
赤穂市	平成26年9月2日（火）から同月26日（金）までの期間で別に通知する期日	
西脇市黒田庄町	平成26年9月29日（月）から同月30日（火）までの期間で別に通知する期日	

三木市 (吉川町の区域を除く。)	平成26年10月21日(火)から同年11月7日(金)までの期間で別に通知する期日
川西市	平成27年1月15日(木)から同年2月13日(金)までの期間で別に通知する期日
小野市	平成26年11月11日(火)から同月21日(金)までの期間で別に通知する期日
三田市	平成26年11月25日(火)から同年12月19日(金)までの期間で別に通知する期日
丹波市	平成26年11月25日(火)から同年12月19日(金)までの期間で別に通知する期日
朝来市	平成26年11月11日(火)から同月21日(金)までの期間で別に通知する期日
宍粟市	平成26年6月17日(火)から同年7月18日(金)までの期間で別に通知する期日
加東市	平成27年1月15日(木)から同月30日(金)までの期間で別に通知する期日
たつの市	平成26年4月15日(火)から同年6月12日(木)までの期間で別に通知する期日
多可町	平成26年10月7日(火)から同月10日(金)までの期間で別に通知する期日
稲美町	平成27年2月9日(月)から同月12日(木)までの期間で別に通知する期日
播磨町	平成27年2月3日(火)から同月5日(木)までの期間で別に通知する期日
市川町	平成26年9月29日(月)から同月30日(火)までの期間で別に通知する期日
福崎町	平成26年10月14日(火)から同月17日(金)までの期間で別に通知する期日
神河町	平成26年10月1日(水)から同月3日(金)までの期間で別に通知する期日
太子町	平成26年6月9日(月)から同月12日(木)までの期間で別に通知する期日
上郡町	平成26年7月22日(火)から同月25日(金)までの期間で別に通知する期日
佐用町	平成26年5月27日(火)から同年6月5日(木)までの期間で別に通知する期日

(注) 検査実施日には、土曜日、日曜日及び祝日は含まない。



兵庫県告示第1368号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市行原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 上 勝 彦	神戸市北区淡河町行原508番地
同	坂 本 正 秀	同 市同区淡河町行原424番地
同	澤 野 博 之	同 市同区淡河町行原358番地
同	坂 本 秀 市	同 市同区淡河町行原435番地
同	佐 竹 繁	同 市同区淡河町行原457番地
監 事	上 野 正	同 市同区淡河町行原129番地の2
同	井 上 克 美	同 市同区淡河町行原68番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 上 勝 彦	神戸市北区淡河町行原508番地
同	坂 本 正 秀	同 市同区淡河町行原424番地
同	澤 野 博 之	同 市同区淡河町行原358番地
同	坂 本 秀 市	同 市同区淡河町行原435番地
同	佐 竹 繁	同 市同区淡河町行原457番地
監 事	上 野 正	同 市同区淡河町行原129番地の2
同	井 上 克 美	同 市同区淡河町行原68番地



兵庫県告示第1369号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成21年兵庫県告示第1267号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成25年12月24日限りで消滅する。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

東播磨加入区



兵庫県告示第1370号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成25年12月25日から発生する。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

東播磨加入区



兵庫県告示第1371号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（基準点現況調査）
- 2 作業期間
平成26年1月6日から同年3月14日まで
- 3 作業地域
尼崎市、西宮市、宝塚市及び川西市



兵庫県告示第1372号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成25年12月9日から平成26年1月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市南城内
- 2 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成25年12月9日から平成26年1月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市浜1丁目



兵庫県告示第1373号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び東播磨県民局加古川土木事務所に備え置いて2週間縦覧に供する。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 河川の名称
一級河川加古川水系水田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成25年12月13日
- 3 廃川敷地等の位置
加古郡播磨町宮西1丁目1196番3
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
種類 土地
数量 105平方メートル



兵庫県告示第1374号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
小野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業小野市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第1375号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 株式会社 I . R . P .
- 2 代表者氏名 伊 藤 浩 平
- 3 事務所所在地 尼崎市昭和南通4—58—2
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(1)第204027号
- 5 免 許 年 月 日 平成22年4月15日



兵庫県告示第1376号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、明石駅前南地区市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
明石駅前南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成24年10月から平成29年3月まで
- 3 事務所の所在地
明石市大明石町一丁目6番13号
- 4 組合設立認可の年月日
平成24年9月28日
- 5 定款変更認可の年月日
平成25年11月29日

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 あまがさきキューズモール
所在地 尼崎市潮江一丁目3—1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三井住友信託銀行株式会社
 住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
 代表者の氏名 常 陰 均

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

ココエ

イ 変更後

あまがさきキューズモール

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住友信託銀行株式会社
 住所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
 代表者の氏名 常 陰 均

イ 変更後

名称 三井住友信託銀行株式会社
 住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
 代表者の氏名 常 陰 均

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8-7号	新 田 信 昭
株式会社阪急リテールズ	大阪市北区芝田1-16-1	中 川 喜 博
株式会社ダスキン 外86者	大阪府吹田市豊津町1-33	山 村 輝 治

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8-7号	荒 木 直 也
株式会社キング	東京都品川区西五反田2-14-9	山 田 幸 雄
株式会社ワールド 外84者	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	寺 井 秀 藏

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成25年10月9日

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年4月1日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年10月9日ほか

5 届出年月日

平成25年11月21日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年12月13日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年4月14日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）駅の街杭瀬ショッピングセンター
所在地 尼崎市杭瀬本町一丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 阪神電気鉄道株式会社
代表者の氏名 藤 原 崇 起
住所 大阪市福島区海老江一丁目1番24号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前	住所	代表者の氏名
名称		
株式会社アカシヤ	大阪市東淀川区東淡路四丁目33番34	赤 井 健 蔵
株式会社甘露園	尼崎市浜三丁目2番10	田 村 征 介
富士屋株式会社	高砂市高砂二丁目2番4	池 野 忠 司
外2者		
イ 変更後	住所	代表者の氏名
名称		
イズミヤ株式会社	大阪市西成区花園南一丁目4番4	坂 田 俊 博
株式会社甘露園	尼崎市浜三丁目2番10	田 村 征 介
富士屋株式会社	高砂市高砂二丁目2番4	池 野 忠 司
外3者		
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前	2,463平方メートル
イ 変更後	2,918平方メートル
 - (3) 駐車場の収容台数

ア 変更前	6台
イ 変更後	11台
 - (4) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前	0台
イ 変更後	83台
 - (5) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前	73.3平方メートル
-------	------------

イ 変更後

165.8平方メートル

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社アカシヤ	午前9時	午後8時
株式会社甘露園	午前10時	
佐藤隆三		
富士屋株式会社	午前7時	
株式会社サカイ	午後0時	午後6時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イズミヤ株式会社	午前6時	翌午前1時
株式会社甘露園		
佐藤隆三		
富士屋株式会社		
株式会社サカイ		
株式会社ココカラファインヘルスケア		
外未定		

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

駐車場	利用可能な時間帯
駐車場1	午前6時30分から午後8時30分まで
駐車場2	

イ 変更後

駐車場	利用可能な時間帯
駐車場1	午前6時から午後10時まで
駐車場2	午前5時30分から翌午前1時30分まで

4 変更年月日

平成26年7月28日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

- (1) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
54.0立方メートル
- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
入口1箇所、出口1箇所、出入口1箇所
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

- 6 届出年月日
平成25年11月27日
- 7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成25年12月13日から4月間
- 8 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成26年4月14日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年12月13日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩川 実喜夫

1 調達内容

- (1) 件名
運転免許業務用端末装置（賃貸借）
- (2) 契約期間
平成26年3月1日（土）から平成31年2月28日（木）まで
- (3) 履行場所及び仕様
入札説明書による。
- (4) 入札方法
上記(1)の調達について月額により入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 永瀬

電話 (078) 341-7441 内線2253

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成25年12月13日(金)から平成26年1月6日(月)まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。)
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成26年1月24日(金) 午前11時30分 パレス神戸 3階小会議室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年1月23日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年1月23日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
免除
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成26年1月6日(月)までに提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成26年1月31日(金))までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総額の金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵

庫県規則第31号) 第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Terminals for Drive' s license Work, 328 sets

(3) Lease period:

March 1, 2014 - February 28, 2019

(4) Delivery place:

As in the tender explanation

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 January 6, 2014

(6) Deadline for tender:

17:00 January 23, 2014 by mail

11:30 January 24, 2014 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Nagase, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2253



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年12月13日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩 川 実喜夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
無線自動車動態管理システム一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年10月7日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
8,637,090円 (月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成25年8月27日